

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藍住町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを事前に分析しこのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藍住町長

## 公表日

令和5年1月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)、その他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び収納、要介護認定、保険給付等を行う事務である。介護保険事務において、次に掲げる事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>① 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>② 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務</p> <p>③ 介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業費の支給に関する事務</p> <p>④ 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑤ 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑥ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦ 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑧ 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>⑨ 保険給付の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>⑩ 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>⑪ 地域支援事業に関する事務</p> <p>⑫ 地域支援事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務</p> <p>⑬ 保険料の賦課・徴収及び収納情報管理に関する事務(保険料の還付に関する業務を含む)</p> <p>⑭ 保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときの資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑮ 居宅介護サービス等その他公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務</p> <p>⑯ 保険者事務共同処理業務 国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された「受給異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	介護保険管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険給付台帳ファイル、介護保険資格台帳ファイル、介護保険受給者台帳ファイル、介護保険賦課台帳ファイル、収納ファイル、滞納ファイル、宛名納付ファイル、伝送通信ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一第68項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 108, 109, 117, 120項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第44条の4, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の3, 第59条の3)</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二(第93, 94項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第46条, 第47条)</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (第9条)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	藍住町総務企画課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	藍住町健康推進課介護保険室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3311

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>	

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月26日	I 1. ②事務の概要	なし	⑦地域支援事業・介護予防・日常生活支援総合事業関係事務	事前	
平成28年12月26日	I 1. ②事務の概要	なし	⑧保険者事務共同処理業務	事前	
平成28年12月26日	I 1. ③システムの名称	なし	伝送通信ソフト	事前	
平成28年12月26日	I 2. 特定個人情報ファイル名	なし	伝送通信ファイル	事前	
平成28年12月26日	I 4. ②法令上の根拠	83.95	なし	事前	
平成28年12月26日	I 4. ②法令上の根拠	なし	117	事前	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	項目なし	項目追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月10日	I 1. ②事務の概要	<p>介護保険法の規定により、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①申請書や届出書による確認  ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会  ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認  ④被保険者の資格記録の管理  ⑤被保険者の給付実績の管理  ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限  ⑦地域支援事業・介護予防・日常生活支援総合事業関係事務  ⑧保険者事務共同処理業務 国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された「受給異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)、その他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び収納、要介護認定、保険給付等を行う事務である。介護保険事務において、次に掲げる事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>① 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務  ② 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務  ③ 介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業費の支給に関する事務  ④ 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑤ 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑥ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑦ 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ⑧ 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月10日	I 1. ②事務の概要	なし	⑨ 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑩ 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑪ 地域支援事業に関する事務 ⑫ 地域支援事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 ⑬ 保険料の賦課・徴収及び収納情報管理に関する事務(保険料の還付に関する業務を含む) ⑭ 保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときの資料の提供等の求めに関する事務 ⑮ 居宅介護サービス等その他公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務 ⑯ 保険者事務共同処理業務 国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された「受給異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事前	
令和5年1月10日	I 2. ③システムの名称	介護保険管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	介護保険管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、連携サーバー	事前	
令和5年1月10日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第68項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一第68項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月10日	I 4. ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定)番号法第19条第7号 別表第二(第1,2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 117項)(特定個人情報の照会ができる根拠規定)番号法第19条第7号 別表第二(第93, 94項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 108, 109, 117, 120項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第44条の4, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の3, 第59条の3)(特定個人情報の照会ができる根拠規定)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二(第93, 94項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第46条, 第47条)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (第9条)	事前	
令和5年1月10日	I 7. 請求先	藍住町総務課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111	藍住町総務企画課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111	事前	
令和5年1月10日	I 8. 連絡先	藍住町健康推進課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3115	藍住町健康推進課介護保険室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3311	事前	
令和5年1月10日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日時点	令和5年1月1日時点	事前	
令和5年1月10日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日時点	令和5年1月1日時点	事前	